

平成 29 年 9 月 8 日

奈良労働局長 殿

法人の場合は、代表権を有する者の署名または記名押印をしてください。

住 所 奈良県奈良市法蓮町 387 番地  
事業場名 株式会社 霞 奈良店  
代表者職氏名 株式会社 霞  
代表取締役社長 東京 太郎 印

平成 29 年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

事業実績報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

・法定記載事項(労働時間等)が記載されているもの。  
・賃金計算期間の途中で賃金を上げた場合など、必要に応じてタイムカード等、その期間の勤務状況がわかるものを添付してください。

- 1 国庫補助金精算書（別紙 1）
- 2 事業実施結果報告（別紙 2）
- 3 賃金引上げを証する書面（交付申請書提出から事業実績報告書提出までの間の全労働者の賃金台帳の写し）
- 4 事業場内最低賃金規程を含む就業規則等の写し
- 5 導入した設備投資等の内容を証する書類（納品書、導入物の写真等）
- 6 経費の支出を証する書類（見積書、領収書等の写し）
- 7 その他参考となる書類
  - 1 労働者代表の意見書の写し
  - 2 撮影日時、撮影場所が明記された写真（導入前・導入後）
  - 3 労働者の採用・退職を証する書面（任意様式）
  - 4 引上げ対象労働者の労働条件通知書等の写し
  - 5 その他奈良労働局長が必要と認めた書類

## 国庫補助金精算書

区分	総事業費 A	収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費 支出済額 D	対象経費支 出済額 (D) に助成率 (※1) を 乗じた額 E	基準額 (上限額) ※2 F	選定額 (EとFを 比較して少 ない方の 額) G	国庫補助基 本額 (CとGを 比較して少 ない方の 額) H	国庫補助所 要額 (1,000円 未満切り捨 て) I	交付決定額 J	国庫 補助 受入 済額 K	差引 過不足額 (K-I) L
中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)	1,400,000	0	1,400,000	1,400,000	1,050,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	▲1,000,000
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

試作品のテスト販売による収入等、助成事業による収入がある場合のみ記入してください。

F欄の上限額は、申請コースにより異なります。  
 J欄は、交付決定通知書の金額を記載してください。

※1 企業全体で常時使用する労働者の数が31人以上の事業場にあつては10分の7(ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は4分の3)  
 企業全体で常時使用する労働者の数が30人以下の事業場にあつては4分の3(ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は5分の4)

※2 別表第1の第4欄に定める各コースの上限額

申請内容について、虚偽等があった場合には、支給後であっても全額回収となる場合があります。

別紙 2

事業実施結果報告

1 申請企業の規模等		①資本金又は 出資の総額	1000 万円	②企業全体で常時 使用する労働者の数	25 人													
		③本店所在地	東京都千代田区霞が関 1-2-2															
2 業務改 善等を行 った事業場	①事業場の名称	株式会社 霞 奈良店																
	②労働保険番号	2	9	1	0	1	9	9	9	9	9	9	9	9	-	0	0	0
	③所在地	〒630-8570 奈良県奈良市法蓮町 387 番地																
	④電話番号	01-234-5678			⑤常時使用する労働者数	10 人												
	⑥事業内容	用品雑貨・小間物小売業																
	産業分類	大分類	小売業		中分類	織物・衣服・身の回り品小売業												
3 助成事業の実施結果																		
(1) 申請コース (①30 円コース、②40 円コース、③60 円コース、④90 円コース、⑤120 円コース) ※いずれかに○をすること																		
(2) 賃金引上計画の実施結果																		
ア 事業場内で最も低い賃金 (以下「事業場内最低賃金」という。) の引上げ結果																		
(ア) 賃金計算期間 1 日～末日																		
(イ) 賃金支払日 同月末日																		
(ウ) 引上げ年月日及び額 平成 29 年 6 月 23 日 引上げ額 70 円 ( 770 円から 840 円へ)																		
イ 時間給等で (①750 円未満、②800 円未満、③1,000 円未満、④800 円以上 1,000 円未満) の労働者の賃金状況 ※引上げ前の時間額が、申請コースに応じた事業場内最低賃金額 (上記①～④のいずれか) 未満の労働者全員について記載すること (引上げ額が 0 円の者についても記載すること)。該当者が多く書き切れない場合は、別紙 (様式任意) に記入すること。																		
労働者職氏名	性別	生年月日	採用年月日	引上げ前の 時間額	引上げ 年月日	引上げ後 の時間額	引上げ 額											
販売員 厚生 一郎	男	S50.5.5	H10.10.10	770 円	H29.6.23	840 円	70 円											
販売員(リーダー) 基準 三恵	女	S50.5.8	H8.11.10	780 円	H29.6.23	840 円	80 円											

日本標準産業分類に基づき記入してください。

就業規則等の規定と一致することとなります。

- ・常時使用する労働者数が10人未満の場合は、監督署への届出は不要です。
- ・事業場内最低賃金規定は、全労働者に適用される内容としてください。

ウ 事業場内最低賃金規程を定めた就業規則等及び過半数労働者代表者等の意見書

別添写しのとおり。

(2) 業務改善計画の実施結果（納品書、領収書、導入物の写真等を添付すること。）

必要性、内容及び実施方法	実施時期	費用額（税込）
<p>※計画を実施したことによる効果を具体的に記入してください （記載内容例）</p> <p>(1)設備投資など実施した計画の内容</p> <p>(2)計画の実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果</p> <p><b>POSレジシステムの導入</b></p> <p>現在、店舗で使用している電子レジスターは、1日の売上合計や分類ごとの売上を表示する機能しかなく、商品ごとの販売数や在庫数が表示されないため、商品の発注をするために、毎日19時頃に在庫の確認作業を行っています。通常は、2名の販売員が約60分かけて店頭と倉庫の在庫確認を行っています。レジの混雑時や、客への対応が必要となった時は、在庫確認作業を中断しなければならず、実際は60分以上かかってしまうことがありました。</p> <p>また、セール時には、閉店の直前まで来客があり、在庫確認作業や商品補充作業が閉店後にずれ込み、従業員の帰る時間が遅くなるなどの問題も生じていました。</p> <p>このため、現在使用している電子レジスターをPOSレジシステムに交換する業務改善を行いました。POSレジシステムには電子レジスターの機能に加え、「どの商品が」「いつ」「誰に」「どれだけ売れたか」など、多彩な分析機能が付いています。その分析機能を使用することで、毎日の在庫確認作業を省略することが可能となりました。また、在庫確認作業を省略したことで、商品補充等の作業を前倒しで行うことができ、閉店後の残業時間を削減することも可能となりました。</p> <p>また、今までは、閉店後にレシートに記録された売上額を日報に記入していましたが、POSレジシステムはパソコンと連動しているため、パソコンの画面上で売上や販売数を自動で管理することができ、日報作成にかかる時間を省略することができました。</p> <p>以上、商品及び売上管理業務にかかる作業時間を30分程度短縮することができ、労働能率の増進を図ることができました。</p>	<p><b>見積書、請求書、領収書等で業務改善措置を確認することとなります。</b></p>	<p><b>・労働能率の増進について、具体的に・定量的に記入してください。</b></p>
<p>① 専用ソフトウェア</p> <p>② POS機器</p>	<p>①平成29年6月30日</p> <p>②平成29年6月30日</p>	<p>①400,000円</p> <p>②1,000,000円</p>

**導入品の請求書・領収書等の日付を記入してください。**

レシートプリンタ 2台  
 バーコードスキャナ 6台  
 ラベルプリンタ 2台  
 キャッシュドロア 2台  
 カスタマーディスプレイ 2台

「賃金引上計画」及び「業務改善計画」を変更する場合は、あらかじめ変更届の提出及び承認が必要となりますので、ご注意ください。

\*汎用ソフトが使用できるようなパソコンは申請対象には含まれていません。  
 \*同一規模・同一業種における普及率は20%程度です。  
 \*事業規模が小さく一般公開入札を行うのは大きな負担となるため、複数の業者よりの相見積もりを行いました。

費用額合計

1,400,000円

4 交付決定日の6月前から事業実績報告までの間の解雇等※の状況 (交付要綱第4条第4項第1号関係)  
 なし。

申請内容について、虚偽等があった場合には、支給後であっても全額回収となる場合があります。

国、地方公共団体などの助成金の申請・受給状況を記入してください。  
 もし、他の助成金を申請・受給している場合は、その申請書の写し等を添付してください。

5 他の助成金の受給、申請の有無 (交付要綱第4条第4項第1号のエ関係)

有 ・ **無**

有の場合、助成金の名称

6 労働関係法令違反の有無 (交付要綱第4条第4項第2号関係)

有 ・ **無**

7 補助金等の決定取消し等の有無(過去3年) (交付要綱第4条第4項第3号関係)

有 ・ **無**

8 暴力団関係事業場の該当の有無 (交付要綱第4条第4項第4号関係)

有 ・ **無**

9 税若しくは徴収金の滞納の有無 (交付要綱第4条第4項第5号関係)

有 ・ **無**

10 その他

※ 解雇等とは、解雇(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。)のほかに、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。)に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

